

令和6年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金 募集要項

1 事業の目的

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携の活用を促進して業務の効率化を図り、職員の負担軽減や働きやすい職場づくりを推進することで、介護人材の定着、新規参入、介護サービスの質の向上を促進する。

2 補助対象事業者

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた山形県内の介護サービス事業所を運営する者で構成されたグループ

3 補助対象経費

1. 介護ソフトやPC等ケアプランデータ連携システムの活用に必要な経費（対象となるICT等については、原則として令和6年度山形県介護テクノロジー定着支援事業費補助金の交付要綱で定める対象経費を準用する）

次の各号に掲げる要件を満たすもの。

ただし、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

(1) 介護ソフト等

「居宅介護支援事業所と訪問などのサービス提供間における情報連携の標準仕様」（以下「ケアプラン標準仕様」という。）の対象となる介護サービス事業所については以下のア及びイを、それ以外のサービス事業所についてはアを満たす介護ソフトであること。

また、以下のアを満たした上で以下のウの機能を有するソフトウェアについても補助対象とするほか、エを満たす改修についても補助対象とする。

なお、タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負担軽減の機能が実装されている介護ソフトの活用を推奨すること。

ア 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないこと）。

なお、複数のソフトウェアを連携させることによりこれを実現する場合であっても要件を満たすものとし、そのための改修に要する費用についても対象経費として差し支えない。

イ ケアプラン標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合は、最新版のケアプラン標準仕様に準拠し、以下の①、②両方のCSVファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。

①居宅サービス計画書

○：必要 －：不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
A 利用者補足情報	○	-	-	○
B-1居宅サービス計画1表				

B-2 居宅サービス計画表1表_削除（任意）	○	-	-	○
C 居宅サービス計画2表	○	-	-	○

②サービス利用表（提供票） ○：必要 -：不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
D 利用者補足情報	○	-	-	○
E 第6表（サービス利用票）予定	○	-	-	○
F 第6表（サービス利用票）予定 削除				
G 第6表実績情報	-	○	○	-
H 第6表実績情報削除	○	-	-	○
I 第7表（サービス利用表別表）				

ウ 以下のいずれかを対象とする。

（ア）「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア

（イ）「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア

（ウ）厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア

エ 既に使用している介護ソフトのうち、次のいずれかに該当する改修。

（ア）ア、イ又はウの補助要件を満たすための改修。

（イ）令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV 連携の標準仕様について（その3）」（以下、「LIFE標準仕様」という。）に対応するための改修。

（2）タブレット情報端末

タブレット端末等、介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものであること。

ただし、持ち運びを前提とせず、事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は対象外とする。

なお、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務のみに使用すること。（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業において工夫すること）。

（3）通信環境機器等

（1）及び（2）を利用するにあたり必要なWi-Fiルーター等Wi-Fi環境を整備するために必要な機器。

ただし、機器の購入及び設置のための費用を対象とし、通信費は対象外とする。

（4）保守経費等

クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入にあたっての職員のスキルアップ研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など。（ただし、令和6年度分に限る。）

（5）その他

業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などのバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェアの導入や電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AIを活用したケアプラン原案の作成支援

ソフトに係る経費（毎月支払う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とするが令和6年度に係る経費のみ対象とする）

なお、令和6年度の補助を含め、一気通貫の環境が実現できている場合に限る。

また、ICTの活用に向けたリテラシーの習得に必要な研修等の経費を対象とする。

2. ケアプランデータ連携システムの活用に係る研修に必要な経費
3. 業務コンサルタントの活用に必要な経費
4. タイムスタディ調査、ヒアリング調査等に必要な経費

4 補助金の交付額

1グループあたり850万円（県で5グループまで）

5 補助の対象にならないもの

- (1) 他の補助制度等により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費
- (2) 既に保有している機器等の廃棄に係る費用
- (3) 機器の設置にかかる建物の改修費
- (4) インターネット回線使用料等の通信費
- (5) 介護ロボットのメンテナンスに係る費用
- (6) 消費税及び地方消費税に係る経費
- (7) 振込手数料

6 事前協議書の提出期限

令和6年9月20日（金）17時まで

7 その他留意事項

- (1) 事前協議については、普段からやりとりのある事業者グループでの提出を推奨しますが、各事業者単位での提出も可能とします。状況によっては県でグループを作成し、そのグループごとに交付申請を行っていただく場合があります。

なお、1グループ内における事業者数の上限はありません。

- (2) 事前協議の内容を審査の上、結果を通知します。予算を超える申し込みがある場合は過去のロボット・ICT導入補助金の活用の有無や山形県介護事業者認証評価制度の参加宣言状況、生産性向上に資する研修の参加状況等を考慮し選定させていただきます。

なお、介護ソフトやPC等ケアプランデータ連携システムの活用に必要な経費については「山形県介護テクノロジー定着支援事業費補助金」と重複して補助を受けることは出来ません。

- (3) ケアプランデータ連携システム導入事例について、県ホームページで公表します。
- (4) 申請後、代表者や連絡責任者、連絡先等が変更になった場合、事業内容を変更する必要が生じた場合、又はやむを得ず申請を取り下げようとする場合には、速やかにご連絡ください。
- (5) 本事業の実施にあたっては、この要項のほか、「令和6年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金交付要綱」、「山形県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱」及び「山形県補助金等の適正化に関する規則」を必ずご確認ください。
- (6) 採択された場合に確実に導入できるよう、必ず予算を確保してからお申込みください。
- (7) 交付決定前に契約・発注した事業に係る経費は対象外となりますので、補助金の交

付を受ける場合は交付決定後に契約・発注してください。



9 提出書類等

以下の書類に必要な事項を記入し、提出してください。申請様式等は、山形県ホームページからダウンロードできます。（○：全補助事業者提出、●：代表補助事業者のみで可）

(1) 事前協議書に必要な書類

No	書類等名
1	令和6年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金に係る協議について【協議様式第1号】●
2	業務改善計画書【協議様式第2号、協議様式第2号-1】○
3	協議額調書【協議様式第3号】○
4	申請グループ一覧【協議様式第4号】●
5	ICT導入要件適合確認チェックリスト○
6	導入機器のカタログ等○
7	見積書の写し○

(2) 交付申請に必要な提出書類

No	書類等名
1	令和6年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金交付申請書●
2	事業計画書【別記様式第1号、別記様式第1号-1、別記様式第1号-2】○
3	申請グループ一覧【別記様式第1号-3】●
4	所要額調書【別記様式第2号】○
5	導入機器のカタログ等○
6	見積書の写し○
7	理由書（社会福祉法人の場合）○
8	財産目録及び貸借対照表（社会福祉法人の場合）○

(3) 実績報告に必要な提出書類

No	書類等名
1	令和6年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金実績報告書●
2	事業実績書【別記様式第8号】○
3	精算額調書【別記様式第3号】○
4	請求書等の写し○
5	領収書等の写し○
6	導入した機器等の写真○

(4) 事業完了後、定期的に提出が必要な書類

No	書類等名
1	令和6年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金状況報告書
2	事業実施状況調書【別記様式第7号】 報告年度（令和6年度）の翌年度から原則3年間、毎年度4月末まで提出すること。（1回目:令和8年4月末、2回目:令和9年4月末、3回目:令和10年4月末）

(5) 協議書提出先

電子申請システムにて、以下のURLから提出してください。

※電子メールでの提出は受け付けません。

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12473

(6) 申請書提出先

事前協議後に個別にお知らせします。